

## ■インターネット宝くじサービスご利用規定（宝くじ取引規約）

三菱UFJ銀行インターネット宝くじサービス利用規定（以下「宝くじ取引規約」といいます）は、当せん金付証券法に基づき、同法第4条に定める都道府県および全指定都市が発売する当せん金付証券の販売について、販売受託業者である金融機関（以下「受託金融機関」といいます）より販売の再委託を受けた株式会社三菱UFJ銀行（以下「当行」といいます）が提供する「インターネット宝くじサービス」（以下「本サービス」といいます）に関する事項を定めるものです。

### 第1条 サービス内容

本サービスは、次の各取引を一括して行うサービスをいいます。

1. パーソナルコンピュータ等の端末機を通じたインターネット取引（以下「インターネットバンキング」といいます）による当行所定の当せん金付証券（以下「宝くじ」といいます）の購入。
2. 前項により購入した宝くじの当行による保護預かり。
3. 第1項により購入した宝くじの当行による当せんの有無の調査、ならびに当せん金の支払い。

### 第2条 利用対象者

1. 本サービスは、「三菱UFJダイレクト」をご契約いただいている個人のお客さま（以下「お客さま」といいます）がご利用いただけます。
2. 前項に関わらず、次の各号に掲げるお客さまは、本サービスをご利用いただけません。
  - (1) お客さまが20歳未満である場合
  - (2) お客さまが日本国内にお住まいでない場合
3. 海外からの購入はできません。なお、海外からの購入であることが判明したときは、当行は海外から購入した取引を取り消すことがあります。

### 第3条 宝くじの購入

1. 宝くじの購入は「インターネットバンキング」により当行所定の日時に行うことができます。当行本支店の窓口で購入することはできません。
2. 宝くじの購入代金はお客さまが指定する預金口座（以下「指定預金口座」といいます）からの引き落としの方法で当行に支払われるものとし、現金による購入はできません。当行が購入代金を受領したとき指定預金口座の名義人を宝くじの購入者とし、
3. 「インターネットバンキング」により、宝くじの種類、申込タイプ（ナンバーズの場合のみ）、申込数字、各口数、継続回数その他所定の事項を正確に入力し、取引を依頼してください。ただし、申込数字をお客様自身で選ぶ代わりにコンピュータにより申込数字を選ばせる方法（「クイックピック（自動選択）」）といいますが、申込数字を入力する必要はありません。なお、入力することのできる各口数、継続回数および1回あたりの購入額等には所定の上限があります。
4. 2以上の継続回数を選択した場合は、前項の定めにより選択または入力した依頼内容と同じ内容で、当該購入申込をした回数を初回の購入として、選択された抽せん回数分の連続した申込をしたものとし、この場合、2回目以降の購入時において、当行は、お客さまが取引の成立時点において適用される宝くじ取引規約に同意したものとみなします。

5. 当行が本サービスによる宝くじの購入取引の依頼を受け付けた場合、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、パーソナルコンピュータ等の端末機の操作により確認した旨を当行に回答してください。この回答を当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとして、銀行受付番号を付します。依頼内容が確定した後は、依頼内容を変更または取り消すことはできません。
6. 宝くじの購入取引の依頼内容の確定と同時に、当行が購入代金を指定預金口座から第2項に定める方法により受領した時に本サービスによる宝くじの購入取引が成立するものとします。当該取引の依頼内容の確定時点が当行所定の予約購入取引時間帯である場合は予約購入取引となり、当行は当行所定の日時に購入代金を指定預金口座から第2項に定める方法により受領します。
7. 前項の予約購入取引で、当行所定の日時に指定預金口座から購入代金の引き落としができない場合は、当該銀行受付番号にかかる宝くじの購入取引は不成立となります。なお、2以上の継続回数を選択された場合、当該銀行受付番号にかかる2回目以降の購入も行いません。
8. 第6項の購入代金の引き落とし日に指定預金口座から引き落とすべき料金等（本サービスによるものに限りません。）が複数あり、当該購入代金と当該料金等の総額が指定預金口座の支払可能残高（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超える時は、いずれを引き落としとして手続きを行うかは当行の任意とします。
9. 以下の場合、宝くじの購入取引は不成立となりますので、「インターネットバンキング」にてご確認ください。この取扱いにより、お客さまに損害が生じても、当行の責に帰す場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
  - (1) 購入代金の引き落とし時に、購入代金（予約購入取引の場合は銀行受付番号毎の購入代金）が指定預金口座の支払可能残高を超えるとき。
  - (2) 購入代金の引き落とし時に、指定預金口座が解約済のとき。
  - (3) 差押等により、当行が購入代金を指定預金口座から引き落とすことができないとき。
  - (4) 災害・事変等により通信障害等が生じ、依頼内容の確認や購入代金の引き落としができなかったとき。
10. 通信回線・コンピューター機器等に障害が生じたことにより購入取引を取り消すべきと当行が判断した場合は、購入取引を取り消します。この場合、「インターネットバンキング」にてご確認ください。既に指定預金口座から購入代金が引き落としとなっている場合は、当該金額を当行所定の方法で返金いたします。

#### **第4条 宝くじの保護預かり**

1. 本サービスにより購入された宝くじは、すべて当行が電磁的記録を作成することにより保護預かりするものとし、証票の交付・返還はいたしません。また相当の安全策を講じたにも関わらず、災害、事変等により当行が保護預かりした電磁的記録を滅失、紛失等した場合、電磁的記録の再作成はいたしません。
2. 宝くじの保護預かり期間は、当せんの有無に関わらず、第6条第4項に定める日までとします。

#### **第5条 当せんの調査**

当行は保護預かりする宝くじにつき、当該宝くじにかかる各抽せん日において当せんの有無を調査します。

## 第6条 当せん金の支払い

1. 前条による調査に基づき、当せんした宝くじの当せん金を、原則として、抽せん日の2平日窓口営業日後までに指定預金口座に振り込む方法でお支払いいたします。振込日の指定はできません。また当せん金を現金で受け取ることはできません。
2. 1口あたりの当せん金が300万円を超える場合には、前項による支払いとともに、当行から購入者あてに別途通知を行います。
3. 当せん金の指定預金口座への振り込みが不能であったときは、当行において当せん金をお預かりします。この場合お預かりした当せん金への利息はつきません。お預かりした当せん金は購入者からの当行所定の方法による申し出によりお支払いいたします。
4. 前項により当行がお預かりする当せん金は、抽せん日の翌日から1年を経過した日（以下「支払終了日」といいます。）までに前項に定める申し出がないと、受取ることができなくなります。ただし、支払終了日が銀行営業日でないときは、その翌銀行営業日まで受取ることができます。

## 第7条 受託金融機関への情報開示

当行は、受託金融機関に対し、銀行受付番号、購入内容、購入者の住所のうち都道府県または指定都市の名称等、受託金融機関が指定する情報を通知します。この情報は、本サービス以外の目的で使用されることはありません。

## 第8条 免責事項

次の各号の事由により、宝くじの購入不能・当せん金の入金遅延等が発生しても、これによって生じた損害については、当行の責に帰す場合を除き、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変等のやむをえない事由が生じたとき。
- (2) 当行が相当の安全策を講じたにも関わらず、通信回線・コンピューター機器等に障害が生じたとき

## 第9条 禁止事項

本サービスに基づく購入者の権利を譲渡・質入することはできません。

## 第10条 他の規定の準用

本規約には当せん金付証票法や関係政省令その他数字選択式宝くじに関する法令（以下「関係法令」）が適用されます。関係法令および本規約に定めのない事項については、三菱UFJダイレクト利用規定その他関係規定により取り扱います。

## 第11条 規定の変更

当行は、本サービスまたは本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客様に通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

以上

(令和4年4月1日現在)